

## 静岡県告示第754号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年10月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

駿東郡小山町棚頭字上ノ原1525の2・1529の2・1530の3・1530の8・1531の11から1531の13まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、1529の1、1530の1、1531の10、1531の14から1531の17まで、1532の2、1540の2、1540の3

### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）